

## 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名：明石港東外港地区再開発計画（素案）

意見募集期間：平成 29 年 9 月 1 日～平成 29 年 9 月 14 日まで

意見等の提出件数：198 件（60 人）

内訳

〔	本文の趣旨に一致： 154 件	〕
〔	具体の施策の参考： 39 件	〕
〔	対応困難： 3 件	〕
〔	その他： 2 件	〕

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
個別施設 についての 提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンプ場等、釣り施設、クルーズ施設、係留施設</li> <li>・飲食施設、物販施設</li> <li>・公園、スポーツ施設、マンション</li> <li>・商業施設、体験型施設、イベント会場</li> <li>・宿泊施設、バス駐車場</li> <li>・史料館、学習の場</li> <li>・アクセス、ウッドデッキ、集客施設 等</li> </ul>	140	<p>〔本文の趣旨に一致〕</p> <p>ご意見については、土地利用の方針①～⑥と各方針の施設例として記載しています。（p.40～45）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水族館、ペット施設、入浴施設、読書スペース、フェリー機能 等</li> </ul>	18	<p>〔具体の施策の参考とします〕</p> <p>再開発の施策提案として参考とさせていただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競艇場</li> </ul>	2	<p>〔対応困難〕</p> <p>競艇場は、水面の必要面積等から、計画地内での実現は難しいと考えます。</p>
7.4 土地 利用の方 針と施設 例	商業施設は不要。	1	<p>〔具体の施策の参考とします〕</p> <p>中心市街地の南の拠点として人々を呼び込むには、商業施設は有効な手段の一つであると考えています。</p> <p>また、マンションは、明石市の目指す「住みたい・住み続けたい」住宅都市を推進する上で、有効な手段の一つであると考えています。</p>
	既存資源を活用すべきで、マンションや商業施設は不要。	1	
	経済の活性化も必要ではないか。	1	<p>〔具体の施策の参考とします〕</p> <p>中心市街地の南の拠点を形成し回遊性を高めていくため、経済の活性化に繋がる土地利用も重要であると考えています。</p>
	国道 28 号沿いのバス停で十分なため、バスロータリーは不要。	1	<p>〔具体の施策の参考とします〕</p> <p>来訪者のアクセス及び安全確保の観点から、バスロータリー設置について、引き続き検討します。</p>
	アクセスにはたこバス路線を活用し、電車からの誘引を重点的にすべき。	1	<p>〔具体の施策の参考とします〕</p> <p>計画地への交通手段として、たこバスの活用は有効で手段の一つであると考えます。</p>
	岸壁の有効活用を目指すのであれば、船舶の騒音と排気ガスによる環境問題の解決が必要。	1	<p>〔具体の施策の参考とします〕</p> <p>関係法令に基づき、環境基準等を遵守するよう指導します。</p>
	方針⑥のマンションや住宅は、アイデア募集結果のニーズに合致していない。	2	<p>〔具体の施策の参考とします〕</p> <p>皆様から頂いたアイデアは多種多様であり、各アイデアも踏まえて「にぎわい創出」に繋がる土地利用方針を検討しています。</p>

	<p>港湾法に「マンション等の居住施設はつくれない」と書いてあるが、なぜ（臨港地区内に）マンションが組み込まれているのか。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>港湾法、若しくは都市計画法に基づき、水域と一体的に機能すべき陸域として「臨港地区」を定めることができ、計画地のうち、一部は既に臨港地区に指定しています。</p> <p>臨港地区では、分区条例による分区を定めた場合は、各分区の目的を著しく阻害する建築物の建設はできません。なお、当該臨港地区では、現在分区は定めていません。</p> <p>なお、臨港地区で一般都市機能を有する場合は、港湾側と都市側で調整を行いながら土地利用を定めていくこととなっており、今後、再開発計画の具体検討の中で、港湾機能と都市機能の必要性や場所、規模、空間利用等について検討調整を行っていきます。</p>
	<p>マイノリティーの案や事例にクローズアップすることも良い。</p>	1	<p>【具体の施策の参考とします】</p> <p>どこにでもあるものではなく、「ここにしかないもの」という視点も持って検討します。</p>
	<p>日本には無い、海外の事例が参考にならないか。</p>	1	<p>【具体の施策の参考とします】</p> <p>国内事例に限らず、海外事例も参考にしながら検討します。</p>
7.5 土地利用ゾーニングの一例	<p>計画地西側の駐車場用地と一体開発すべき。</p>	1	<p>【対応困難】</p> <p>再開発計画は、県有地の 4.3ha を対象としています。計画地西側の駐車場用地は民有地であるため、検討の対象外となります。</p>
8. 再開発にあたって留意すべき事項	<p>「魚の直売所」や「魚の棚と同形態の商業施設」は、魚の棚と大きく競合することが懸念される。</p>	1	<p>【本文の趣旨に一致】</p> <p>ご意見については、再開発にあたって留意すべき事項2)において、「魚の棚など周辺の既存施設に対しては、競合を回避するとともに役割分担する等、共存共栄を図ることが必要である」と記載しています。(p.48)</p>
	<p>商業施設の導入にあたっては、地元事業者・地元商店街と適切に役割分担し、共存共栄し、お互いがそれぞれの魅力を高め、来訪者の回遊性を最大限に促進することを念頭に、規模や内容等を決定してほしい。</p>	1	
	<p>物販店(魚の物販店)ができると、魚の棚や周辺商店街と客の奪い合いが激化し、共に厳しい状況となることは明白である。</p>	1	
	<p>廉価な魚の販売所を設けると、魚の棚と共倒れする事にならないとも限らない。</p>	1	
	<p>「魚=魚の棚」、「ウォーターフロント=橋」という棲み分けが必要。</p>	1	
	<p>人の動線から考えれば、計画地の有効活用は必要だが、景観などを考慮して慎重に協議すべき。</p>	1	<p>【本文の趣旨に一致】</p> <p>ご意見については、再開発にあたって留意すべき事項7)において、「景観保持の観</p>

	景観が損なわれないよう、高層建築物は建てない方がよい。	8	点から、計画背後地等からの明石海峡の眺望に配慮した施設計画（高さ、建物配置）が必要である」と記載しています。(p.48)
その他	多くの人々にとって魅力的であり何度も行ってみたい場所であるべき。そのためには、明石らしさを感じられる複合施設であることが必要。	1	【本文の趣旨に一致】 ご意見については、再開発計画の検討にあたり「明石らしさ」を整理の上、魅力ある施設となるよう土地利用の方針を設定しています。
	明石市役所の移転も含め、総合的に判断してほしい。	1	【その他】 明石市役所の移転については、決定までに期間を要することから、再開発は、計画地のみを対象に検討を進めます。
	清潔感を保つため、ゴミ箱や清掃頻度を充実させる。	1	【具体の施策の参考とします】 ご意見については、今後の事業化検討の参考にさせていただきます。
	屋内喫煙所を設け、屋外は喫煙禁止とする。	1	
	既存施設や構造物を再利用した全天候型の空間としてリノベーションする。	1	
	箱モノにはできるだけお金をかけない工夫が必要。	1	【具体の施策の参考とします】 再開発事業は、民間事業者による開発を予定していますが、ご意見については、今後の事業化検討の参考にさせていただきます。
	箱モノではなく、明石海峡の景色を望む開放空間として保持する。	5	
	公共仕立ての建物は、賃料等が高額になり、老朽化すると負の遺産となる。	1	